

農林水産省知的財産戦略本部 有識者ヒアリング(第1回)議事録

平成18年2月23日(木)

14:00~

農林水産省第1特別会議室

(松島社長((株)キリンビールアグリバイオカンパニー社長)による育種事業の説明)

- ・ビール事業で培ったバイオ技術をもとに多角化事業を展開している。
- ・世界各地で事業展開し、種苗生産地(途上国)と種苗販売地(日本・欧州)を分けている。
- ・スプレーマム、カーネーション、ほふく性ペチュニアで大きなシェアを有している。
- ・花卉育種事業は、80年代のバイオブーム時に開始し、企業買収を重ねることで事業環境整備をした。
- ・日本では花の消費量が低い。事業を拡大するためには、需要を掘り起こすこととキリンブランドを確立することが重要。
- ・近年、安価な輸入花きの脅威にさらされており、種苗法による育成者権者の保護措置を強化する等、迅速な対応が必要。

(意見交換)

技術総括審議官：キリンビールが掲げている種苗戦略について、

松島社長：育種は消費者のニーズをつかみやすい日本国内で行い、種苗生産はコスト及び最適な生育環境が整っている海外で行う方式に代わりはない。

なお、キリンビールが主体となった日本国内で大規模な切り花等の最終生産に関しては、日本国内の生産者を圧迫することになることもあり、実施することは考えていない。

吉田審議官：キリンビールでは種苗の不法増殖に対抗する様な技術、例えばコピープロテクトのような仕組みを備えた種子の開発を進めているのか。

松島社長：植物には種子繁殖性と栄養繁殖性の種類があり、種子繁殖性のものについては、F1品種で対応ができる。しかし、栄養繁殖性のものについては、その性質から生物学的な不法増殖を阻止する方法を開発することは困難である。

生産局総務課長：日本国内におけるキリンビール育成品種の大規模生産地をどのように見つけ、どのような契約を締結し、どのように生産地を育成しているのか。

松島社長：日本国内で開催される品評会や内覧会等で有用な生産地を見つける。また、生産地の育成については、消費者に安心感を与えるブランドを確立するよう努力しており、品質の維持に気を使っている。

金子大臣政務官：キリンが行っている育種事業の状況を教えて欲しい。

松島社長：キリンが種苗業界で生き残っている理由は、ビール事業で培ったバイオ技術に基づく育種に関する知見を有すること、世界の種苗生産会社を買収し、育種から種苗生産まで効率的な実施が可能となる体制を整えたこと、マーケティングを重視した経営の3点が挙げられる。特に、マーケティングに関しては新品種の育成が完了しても、すぐに出荷せず、市場動向を見ながら最適な時期に出荷するようにしている。

なお、キリンでは年間60~70品種の育成を行っている。

(安藤センター長(環境健康都市園芸フィールド科学教育研究センター長)による説明)

- ・農業分野における知財関連技術(特にビジネスモデルの確立)の発達は遅れている。

- ・農業分野が陥りつつある危機から脱するためには、新しいビジネスモデルを開発することが必須。
- ・新しいビジネスモデルの提案
 - (1) 種苗会社と生産者との共栄（遺伝資源の確保）
 - (2) 市場との共栄（移り変わる流通チャンネルへの迅速な対応）
 - (3) 生産者育種を指導できる人材の確保（農業改良普及員の活用）
- ・伝統文化を尊重しつつ、新しい技術を開発し、海外へ提案してゆくことが重要。

（意見交換）

技術総括審議官：現在における種苗業界の現状は、圧倒的に強い影響力を持っている種苗会社が生産者を支配しているように見えるのだが、本当に生産者による新品種の育成は可能なのか。

安藤センター長：生産者の生産規模が小さいが、日本国内における需要には十分対応が可能である。また、種苗会社が所有している遺伝資源が生産者に供給される状況が生まれつつあり、生産者による新品種の育成は可能である。

参事官（普及担当）：説明の中で農業改良普及員が出てきたが、昨年、制度の改正を行い、認定制度を一本化を図り、指導員の高度化を進めており、生産者育種の指導、ひいては新品種育成による産地振興を図ることのできる農業改良普及員が育つ環境が整っている。

総合食糧局審議官：説明では、種苗の生産において生産者と種苗会社は棲み分けができるとされているが、本当に可能なのか。

安藤センター長：生産者と種苗会社との間で、期間限定で生産者が国内で独占的に種苗を流通させる内容の契約を締結し、種苗会社は広大な海外市場へ種苗を流通させるしくみを構築すれば、棲み分けは可能となる。

（土肥教授（一橋大学大学院教授）による育成者権の解説と要望）

- ・知財関係の訴訟のなかで、育成者権に関する係争事例は非常に少ない。
- ・知的財産法としての育成者権についての説明
 - (1) 創作成果保護制度と標識保護制度を兼ねる。
 - (2) 権利保護法と行為規制法の性格を備える。
- ・植物新品種保護制度の利用概要の紹介
- ・育成者権の侵害に対する民事的な救済措置の紹介
- ・育成者権利制度の普及と信頼性の向上

（意見交換）

土肥教授：育成者権を侵害したと疑われる場合には、種苗法では被疑者に警告を出すことを認めているが、これは逆に相手側から訴えられる可能性がある危険性の高い行為であることをことを認識してほしい。大手の会社が権利行使をするときは何人もの専門家が検討するが、一農家が持つ事実確認の能力には限界がある。戦略本部は、警告を警告ととらないよう権利を行使するやり方を考えるべき。

（総合的な意見交換）

三浦副大臣：上海アグリバイオを設立したということで、中国での育成者権を守るとき

の苦労について教えて欲しい。

松島社長：キリンが持つブランドを守るために高品質の種苗を生産することであり、キリンでは植物ごとに部会を設けている。なお、育成者権の侵害がみられたときは、相手に対し警告はせず、侵害しないように説得することにしており、契約をして正しい取引をした方が発展的になることを理解してもらう。

技術総括審議官：有用品種の流出を防ぐ手だてではないのか。

松島社長：法的拘束力に頼る方法は、必ずしも有効的でない。植物の持つ商品価値や特性に応じて、種苗の流通先を変えるなどの自衛手段を採っている。なお、栄養繁殖性植物については手段が全くない。

技術会議事務局研究総務官：(加工品における)品種の識別は非常に困難であり、唯一の手がかりは DNA の塩基配列を読むことであるが、マーカー充実度によって権利侵害を推定する確率が変動することになる。どこまでの確率を確保できれば、法律上、育成者権の侵害だと認定できるのか。

土肥教授：権利侵害の疑いのある加工品を水際で阻止する税関が、確立された検査方法を用いて判定を下した場合には問題は生じない。

生産局種苗課課長：種苗法施行令で指定されている加工品(小豆、いぐさ、稲、製茶)に関しては、99.9%の確率で判定する技術が確立されている。

土肥教授：財務省がこの事実を了承し、その検査方法を適切に実施していれば問題は生じない。税関で輸入差止め処分を受けた業者が行政訴訟を提起しても、裁判所は、その処分に瑕疵が無いとの判断を下す。

松島社長：種苗業者の立場から意見を述べさせてもらうと、民事訴訟を提起することは経済的に非効率であり、侵害者を説得することで問題を解消する方針を採っている。マレーシアの例では、実際に大手の輸入商社に現地をみてもらい、コンプライアンスを要求する一方で理解を求めた。その際関税定率法は非常に大きな武器になる。

技術総括審議官：今後使いづらい種苗法をどう発展させたらいいか。

土肥教授：特許法と比べて育成者権者を救済するための規定が少ないため、救済規定の拡充が必要である。また、零細な育成者権者でも侵害の事実を容易に確認できる仕組みを整備すべきである。

生産局総務課長：安藤氏から紹介されたように、様々なビジネスモデルが存在しているが、そのビジネスモデルを普及させるために国が為すべき事は。

安藤センター長：私が設立した生産者団体において、サポーターと呼んでいる人達が重要な働きをしている。この人達は、広い視野を持っており、違った視点から市場動向を検討し、斬新なアイデアを提案してくれている。

この事例が示している様に、これからは人材の育成が重要となってくる。本来は農協等がやるべきだと思うが、国が主体的に行ってもよいのでは。

総合食料局審議官：攻めの農政として、これからは農産物の輸出を拡大させていく。そのために必要だと考えられることはなにか。

安藤センター長：日本人は他文化と共存を図る文化であり、そのことは、南米等の農産物生産地の動向と明らかに異なる。その特性を生かし、相手の文化を破壊することなく、日本の美意識・文化を輸出し、海外で定着させていくことが重要。

例えば、安代町で育成された「りんどう」が欧州で受け入れられたことは、日本人が持つ美意識が世界で十分通用することを示している。

松島社長：輸出する際には市場調査を念入りに行い、ターゲットを絞ることが必要であ

る。良いものは売れるので、輸出環境を整えることで輸出量が伸びていく。堂々と文化を輸出するという考えでやっていただきたい。

生産局種苗課課長：今後もいろいろな形でお世話になる。本日はありがとうございました。

以上